



令和6年度労働保険の年度更新期間について

本年度は、6月3日から7月10日が期間となっています。

労働保険は、労働者を1名でも雇用した場合、必ず加入・保険料納付する必要がある**強制保険**です。

年度更新申告書は5月末頃に送付予定です。

毎年、この年度更新期間は窓口の混雑が予想されます。あらかじめご了承ください。

電子申請は時間帯を問わず、いつでも申請が可能です。この機会に、是非ご利用ください。



年度更新期間終了後も、必要に応じて、都道府県労働局・労働基準監督署・公共職業安定所の職員、または厚生労働省から委託を受けた民間業者から、お問い合わせ合わせることがございます。あらかじめご了承ください。



熱中症対策をお願いします

熱中症は、命にかかわる危険な症状であるため、日常生活だけでなく、あらゆる職場環境に共通する課題であり、確実な対策を講じる必要があります。気象庁の予報によると、地球温暖化や春まで続くエルニーニョ現象の影響等により、関東甲信越の6月から8月までの予想平均気温は例年より高い見込みとなっています。本格的に暑くなる前から、日頃の備えを体・行動ともに進めることで、熱中症に関する災害を撲滅しましょう。

厚生労働省では、毎年「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン」を実施しております。当キャンペーン期間は本格的な暑さが見込まれる5月から9月に設定されており、スタート時期となりました。職場内の熱中症危険箇所の洗い出し、暑さ指数の把握、設備対策、休憩場所の確保、服装の検討、緊急時の対応などの確認を行ってください。熱中対策の詳細については、厚生労働省HP「熱中症予防のための情報・資料サイト」をご覧ください。



厚生労働省クールワーク
キャンペーンサイト



その解雇、ちょっと待った!

昨年度、「解雇予告除外認定の申請をしたい」という使用者側からの相談が多く寄せられました。

解雇は、言うまでもなく労働者の生活に多大な影響を及ぼします。それでも、解雇をする場合には、30日以上前に解雇の予告をする、予告を行わない場合は解雇予告手当を支払う、のいずれかを行うこととなります。

ただし、労働者の責に帰すべき事由による解雇であって、労働基準監督署長から「解雇予告除外認定」を受けた場合は、上記の手続きによらず解雇しても、労働基準法違反にはなりません。しかし、この認定を受けるには、対象労働者が、原則、事業場内において刑法犯に該当するような行為があったなど、労働者の責めに帰すべき事由があることが必要です。

懲戒解雇は会社が従業員に科す最も重い懲戒処分であることを、改めてご認識いただきますようお願いいたします。



東京労働局作成
リーフレット



求人募集時に明示すべき事項が追加されます

求人企業が労働者の募集を行う場合には、募集する労働者の労働条件を明示することが必要ですが、職業安定法施行規則の改正により、令和6年4月1日からは、以下の事項についても明示することが必要となります。

従事すべき業務の変更の範囲

就業場所の変更の範囲

有期労働契約を更新する場合の基準

(通算契約期間又は更新回数の上限を含む)

ハローワークに求人申込みを行う場合は、求人票に上記3点の追加明示をお願いします。

【お問い合わせ先】

ハローワーク佐久 事業所サービス部門
：0267-62-8609 (部門コード 31#)



【編集後記】

薫風緑樹をわたる好季節。職場環境を整え、心身ともに気持ちよく働いて、無災害職場を目指そう!

(第26号：令和6年5月発行)